社会福祉法人東和仁寿会定款 (昭和55年9月24日 定款第1号)

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して 総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を 地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (二) 障害福祉サービス事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人東和仁寿会という。

(経営の原則)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、 自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明 性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県花巻市東和町東晴山7区16番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員10名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会においておこなう
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理 事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係があるもの(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結 の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第9条 評議員に対して、報酬は支給しない。
- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関することは、評議員会の承認を必要とする。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第11条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) 事業計画及び収支予算
- (9) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (10) 解散
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の召集を請求することができる。

(決議)

- 第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、そ の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の 2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事及び監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならな

- い。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記 名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 8名以上9名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

- 第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、3 箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 21 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って 算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員等には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関することは、評議員会の承認を必要とする。

(職員)

- 第24条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第27条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面 又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、 理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 定期預金100万円
 - (2) 岩手県花巻市東和町東晴山7区16番地所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼板 ぶき平家建特別養護老人ホーム東和荘 1棟(3,501.12平方メートル)
 - (3) 岩手県花巻市東和町東晴山7区16番特別養護老人ホーム東和荘敷地 1筆(5,936.24平方メートル)
 - (4) 岩手県花巻市東和町東晴山7区15番特別養護老人ホーム東和荘敷地 1筆(3,500.39平方メートル)
 - (5) 岩手県花巻市東和町東晴山7区13番特別養護老人ホーム東和荘敷地 1筆(2,335.04平方メートル)

- (6) 岩手県花巻市東和町東晴山7区14番特別養護老人ホーム東和荘敷地 1筆(1,436平方メートル)
- (7) 岩手県花巻市東和町東晴山7区17番特別養護老人ホーム東和荘敷地 1筆(2,630平方メートル)
- (8) 岩手県花巻市東和町東晴山7区18番特別養護老人ホーム東和荘敷地 1筆(246平方メートル)
- (9) 岩手県花巻市東和町東晴山7区6番地1、5番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 ワーク まほろば 1棟(557.18平方メートル)
- (10) 岩手県花巻市東和町東晴山7区6番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建木工室 1棟(28.98平 方メートル)
- (11) 岩手県花巻市東和町東晴山7区13番地所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板・亜鉛メッキ鋼板 ぶき平家建事務所・東和荘デイサービスセンター 1棟 (740.99 平方メートル)
- (12) 岩手県花巻市東和町前田1区257番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建きぬかわデイサービスセンター 1棟 (319.23平方メートル)
- (13) 岩手県花巻市東和町土沢 9 区 1 2 9 番地 1 2 所在の木造セメント瓦葺平家建建物 1 棟 (29.81 平方メートル)
- (14) 岩手県花巻市東和町土沢9区129番地12建物敷地 1筆 (144.37平方メートル)
- (15) 岩手県花巻市東和町土沢9区129番地13建物敷地 1筆 (121平方メートル)
- (16) 岩手県花巻市東和町東晴山7区16番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建休憩所 1棟(140.83平方メートル)
- (17) 岩手県花巻市東和町土沢8区240番地4所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建建物 1棟 (257.53 平 方メートル)
- (18) 岩手県花巻市東和町十沢8区240番地4建物敷地 1筆(482.49平方メートル)
- (19) 岩手県花巻市東和町土沢8区240番地5建物敷地 1筆 (35.16平方メートル)
- (20) 岩手県花巻市東和町土沢8区246番地4建物敷地 1筆 (108.45平方メートル)
- (21) 岩手県花巻市東和町土沢 9 区 2 0 4 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建マルルまほろば 1 棟(322.95 平方メートル)
- (22) 岩手県花巻市東和町土沢9区205番マルルまほろば敷地 1筆 (354平方メートル)
- (23) 岩手県花巻市東和町十沢 9 区 2 0 4番1 マルルまほろば敷地 1筆 (662, 27 平方メートル)
- (24) 岩手県花巻市東和町土沢 9 区 2 0 4番 2 マルルまほろば敷地 1筆 (306.06 平方メートル)
- (25) 岩手県花巻市東和町土沢6区62番4結いっこはうすⅡ敷地 1筆(661.17平方メートル)
- (26) 岩手県花巻市東和町土沢6区62番4所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建結いっこはうすⅡ 1 棟 (162.09平方メートル)
- (27) 岩手県花巻市東和町前田 1 区 2 5 7 番地所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建車庫・物置 1 棟(50.00 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、花巻市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、花巻市長の承認は必要としない。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)
 - (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を花巻市長に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく花巻市長に届け出るものとする。

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、 保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成 し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、 同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する ものとする。

(事業報告及び決算)

- 第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経 理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第38条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第7章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会 福祉法人から選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

- 第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、花巻市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を花巻市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人東和仁寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告 に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附即

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、 役員の選任を行うものとする。

理事長 荘 庭貴

理事 吉田 秀

理 事 小原 一

理 事 及川 進

理 事 志田藤 ベン

理事 荘 栄香

理 事 高橋 武雄

監事 吉田 順一

監事 佐野 ヨシエ

附 則 (昭和56年8月6日 定款第1号) この改正定款は、議決の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年6月9日 定款第1号) この改正定款は、登記を完了した日から施行する。

附 則 (昭和59年12月21日 定款第1号) この改正定款は、登記を完了した日から施行する。

附 則 (昭和62年9月26日 定款第1号) この改正定款は、議決の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日 定款第2号) この改正定款は、登記を完了した日から施行する。

附 則 (昭和63年5月31日 定款第1号) この改正定款は、登記を完了した日から施行する。

附 則 (平成元年12月15日 定款第1号)

この改正定款は、登記の日から施行する。

附 則 (平成2年1月31日 定款第2号) この改正定款は、登記をした日から施行する。

附 則 (平成3年5月22日 定款第1号) この改正定款は、登記の日から施行する。

附 則 (平成4年2月26日 定款第2号) この改正定款は、岩手県知事の認可の日から施行し、平成4年3月1日から適用する。

附 則 (平成5年5月27日 定款第1号) この改正定款は、岩手県知事の受理した日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年10月4日 定款第2号) この定款は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成6年1月14日 定款第3号) この定款は、岩手県知事の認可の日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日 定款第1号)

- 1 この改正定款は、知事の認可の日から施行する。
- 2 この改正による選任の理事の任期は、次期改選期までとする。

附 則 (平成9年7月29日 定款第1号) この定款は、岩手県知事の認可の日から施行する。

附 則 (平成11年7月29日 定款第1号) この定款は、主たる法人事務所の所在地を所管する地方振興局長の認可の日から施行する。

附 則 (平成11年10月9日 定款第2号)

この定款は、主たる法人事務所の所在地を所管する地方振興局長の認可の日から施行する。

附 則 (平成13年10月4日 定款第1号) この定款は、地方振興局長の認可の日から施行する。

附 則 (平成13年10月18日 定款第2号) この定款は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月23日 定款第3号) この定款は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月28日 定款第1号) この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月21日 定款第2号) この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月28日 定款第1号) この定款は、公布の日から施行する。 附 則 (平成15年7月30日 定款第2号)

この定款は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年1月14日 定款第3号)

この定款は、議決の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年5月29日 定款第1号)

この定款は、地方振興局長の認可の日から施行する。

附 則 (平成16年7月8日 定款第2号)

この定款は、地方振興局長の認可の日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

附 則 (平成17年7月6日 定款第1号)

この定款は、地方振興局長の認可の日から施行し、平成17年8月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月25日 定款第2号)

この定款は、地方振興局長の認可の日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

附則(平成18年9月19日 定款第1号)

この定款は、地方振興局長の認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月24日 定款第1号)

この定款は、地方振興局長に届出した日から施行し、平成18年12月27日から適用する

附 則 (平成21年10月3日 定款第1号)

この定款は、地方振興局長の認可の日から施行する。

附 則 (平成22年1月30日 定款第1号)

この定款は、地方振興局長の認可の日から施行する。

附 則 (平成23年3月26日 定款第1号)

この定款は、地方振興局長の認可の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年10月1日 定款第2号)

この定款は、広域振興局長の認可の日から施行する。

附 則 (平成24年5月26日 定款第1号) (施行期日)

- 1 この定款は、広域振興局長が認可した日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 (東和地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)運営規程の廃止)
- 2 東和地域包括支援センター (指定介護予防支援事業所) 運営規程 (平成18年5月27日規程第1号) は、 廃止する。

附 則 (平成25年5月25日 定款第1号)

この定款は、花巻市長が認可した日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月20日 定款第1号)

この改正定款は、花巻市長が認可した日から施行し、平成25年12月17日から適用する。

附 則 (平成26年5月24日 定款第2号)

この改正定款は、花巻市長に届け出した日から施行する。

附 則 (平成29年1月21日 定款第1号) この改正定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月16日 定款第1号) この定款は、登記の日から施行する。

附 則 (令和2年3月28日 定款第1号) この定款は、議決の日から施行する。

附 則 (令和3年3月13日 定款第1号) この定款は、議決の日から施行する。

附 則 (令和7年7月3日 定款第1号) この定款は、議決の日から施行し、令和7年6月12日から適用する。